

1 学校の授業における複製またはインターネット送信（第35条）

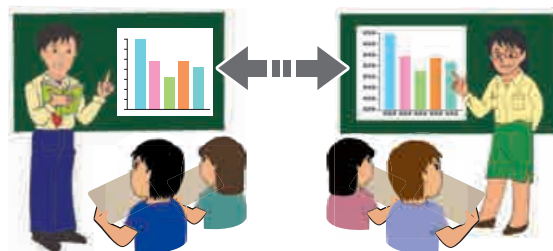
▶ どうすれば自由に利用できる？ 5～6ページの確認フローチャートを参照

適用例

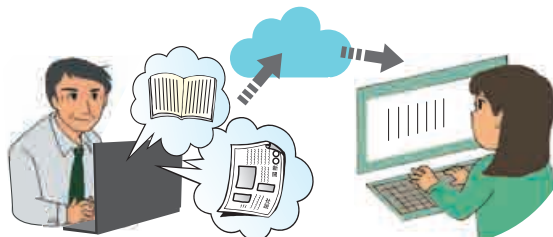
新聞の記事や写真をコピーした授業用のプレゼン資料を作成し、クラスに配布する。



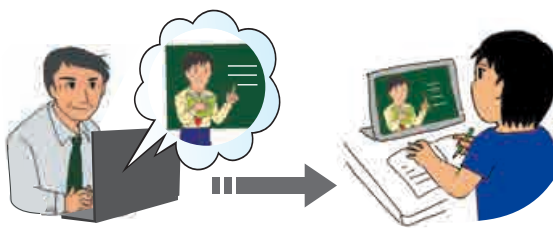
インターネットでつないだ遠隔合同授業（同時中継）で他の会場に送信



授業に必要な教科書や新聞記事などの文章・図を資料にまとめ、児童生徒のみ利用できるクラウド・サーバにアップロードする。



教員が授業の動画を収録し、クラスの児童生徒のみがアクセスして視聴できる方式で配信する。



運動会の際に音楽等を利用し、その様子を保護者などにも配信する。

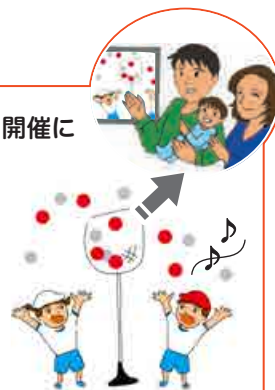
留意点

運動会、文化祭などの特別活動の様子は、一定の条件のもと、保護者や協力者（来賓や開催に伴い協力を得た地域ボランティアなど）へインターネット配信することができます。

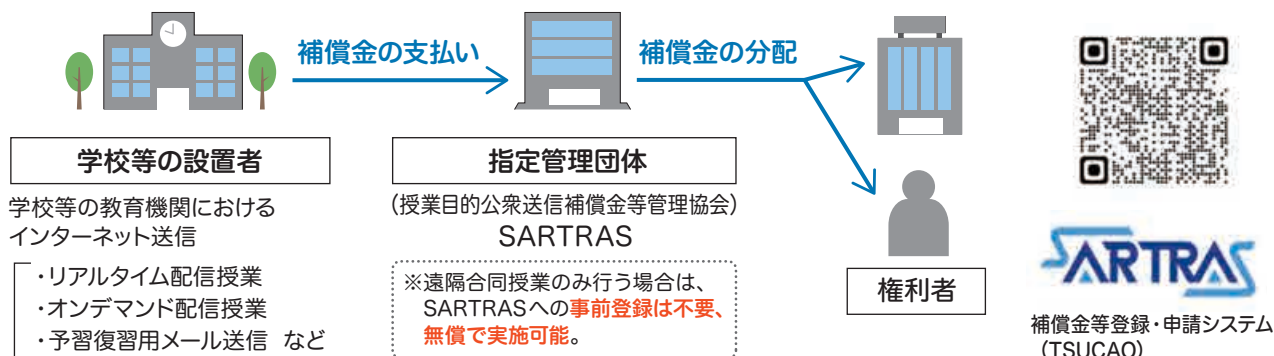
①リアルタイム配信 無許諾・補償金の支払いで、実施可能。

②オンデマンド配信 特別活動の主催者（学校長等）が視聴期間をあらかじめ設定し、視聴期間終了後にコンテンツを即時抹消・破棄することを条件に、無許諾・補償金の支払いで実施可能。ただし、URLの拡散、映像の保存やインターネット上の転載を行わないこと等を、配信を受ける保護者から同意を得る必要があります。

なお、記念品として配付する目的で、著作物が含まれる特別活動の映像を保存する場合は、授業に該当せず、教員や児童・生徒等の利用ではないことから、著作者・著作権者等からの許諾が必要です。

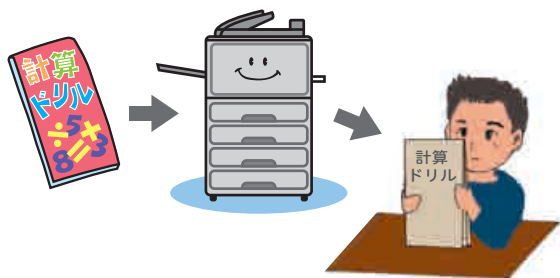


インターネット送信を伴う利用の場合、学校等の設置者（教育委員会、学校法人等）によるSARTRASへの事前登録が必要です。



許諾が必要

算数のドリルを児童生徒に購入させず、コピーして配布する。



授業に該当しない教職員会議の資料にコピーする。



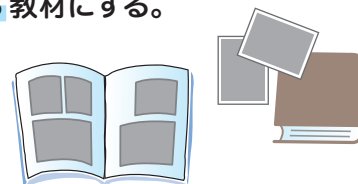
文書作成ソフト、表計算ソフト、PDF編集ソフトなどのアプリケーションソフトを授業の中で使用するために複製する。



履修者等の数を明らかに超える部数をコピーする。



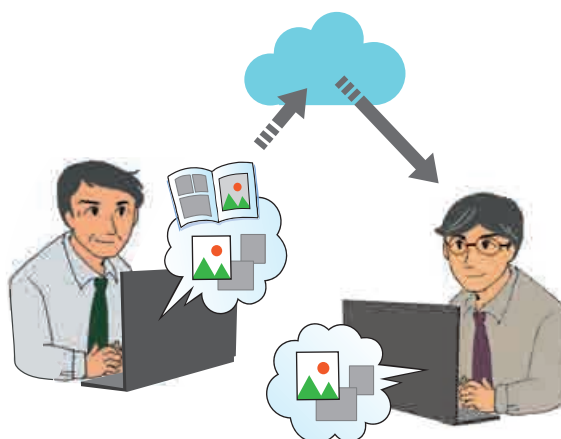
社会科の資料集の写真を製本し、いつでも使える教材にする。



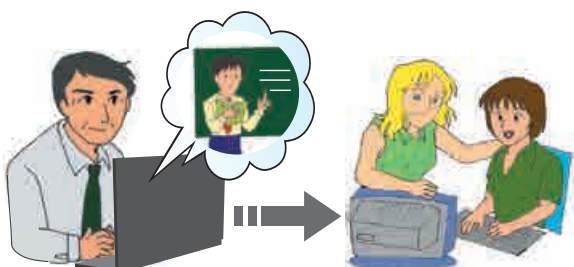
算数のドリルを児童生徒に購入させず、スキャンしてクラウド・サーバにアップロードし利用させる。



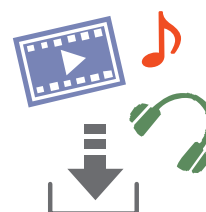
画集から多くの作品をスキャンしてクラウド・サーバにアップロードし、教員間で共有する。



教科書の解説授業を、学校のホームページにアップロードし、誰でも見られる状態にする。



絵本の読み聞かせ動画や、映像・楽曲を、いつでも視聴・ダウンロードできるようにする。



第35条の利用要件確認フローチャート

以下のフローチャートは、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）が公開している著作権法第35条運用指針をもとに作成しております。詳細については、右記QRコードをご確認ください。

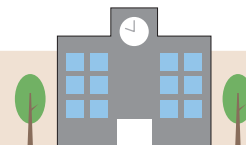
改正著作権法第35条運用指針（令和3（2021）年度版）

改正著作権法第35条運用指針（令和3（2021）年度版）特別活動追補版



1

非営利目的で設置された教育機関ですか？



該当例

- 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、各種学校、専修学校、大学など（学校教育法）
- 防衛大学校、税務大学校、自治体の農業大学校等の大学に類する教育機関（各省の設置法や組織令など関係法令等）
- 職業訓練等に関する教育機関（職業能力開発促進法等）
- 保育所、認定こども園、学童保育（児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）
- 公民館、博物館、美術館、図書館、青少年センター、生涯学習センター、その他これに類する社会教育施設（社会教育法、博物館法、図書館法など）
- 教育センター、教職員研修センター（地方教育行政の組織及び運営に関する法律など）
- 学校設置会社経営の学校（構造改革特別区域法。営利目的の会社により設置される教育機関だが、特例で教育機関に該当）

非該当例

- 営利目的の会社や個人経営の教育施設
- 専修学校または各種学校の認可を受けていない予備校・塾
- カルチャーセンター
- 企業や団体等の研修施設

いいえ

非該当

はい

該当

2

「授業」での利用ですか？



該当例

- 講義、実習、演習、ゼミなど（名称は問わない）
- 初等中等教育の特別活動（学級活動・ホームルーム活動、クラブ活動、児童・生徒会活動、学校行事、その他）や部活動、課外補習授業など
- 教育センター、教職員研修センターが行う教員に対する教育活動
- 教員の免許状更新講習
- 通信教育での面接授業、通信授業、メディア授業など
- 学校その他の教育機関が主催する公開講座（自らの事業として行うもの。収支予算の状況等に照らし、事業の規模等が相当程度になるものについては別途検討する）
- 履修証明プログラム
- 社会教育施設が主催する講座、講演会など（自らの事業として行うもの）

非該当例

- 入学志願者に対する学校説明会、オープンキャンパスでの模擬授業など
- 教職員会議
- 大学でのFD、SDとして実施される、教職員を対象としたセミナーや情報提供
- 高等教育での課外活動（サークル活動など）
- 自主的なボランティア活動（単位認定がされないもの）
- 保護者会・学校その他の教育機関の施設で行われる自治会主催の講演会、PTA主催の親子向け講座など

いいえ

非該当

はい

該当

次ページに続く

許諾が必要

3

利用者は「教育を担任する者」や「授業を受ける者」ですか？

教育を担任する者

教諭、教授、講師など（名称、教員免許の有無、常勤・非常勤などの雇用形態は問わない）



先生が資料をコピーして生徒に配布したり、生徒に資料を送信する。

授業を受ける者

名称や年齢を問わず、実際に学習する者（児童、生徒、学生、科目等履修生、受講者など）



生徒間で、複製した資料の配布や、メール等での送受信を行う

※授業用資料を、事務補助員に依頼し印刷することも可

非該当例

教員間での使用や、教育委員会が資料をコピーして、各学校に配付する行為。

いいえ

非該当

許諾が必要

はい

該当

4

必要と認められる限度の利用であること

「必要と認められる限度」については、授業の内容や進め方等の実態によって判断が異なります。

非該当例

授業では扱わない文献（学生が読んでおいた方が参考になる文献）を、全部複製して提供するような行為。

いいえ

非該当

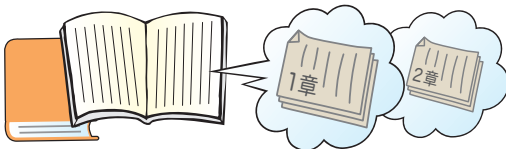
NG

著作権者等の利益を不当に害する可能性が高い例

上記 1 から 4 の全てに該当する場合であっても、著作権者の利益を不当に害する利用の場合は、許諾が必要です。

結果として出版物のほとんどを利用することになる場合

授業の1回目で第1章、2回目で第2章といった利用など

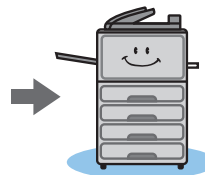


長期間の保存を目的とした製本や組織的に素材をストックし、ライブラリ化すること



教員や児童生徒が購入等することが想定された著作物を利用する場合

問題集、ドリル、教育ソフト、部活動で使われる楽譜、脚本 など



※その他、公表された著作物の利用であること、原則として著作物の題名や著作者名などの「出所の明示」をすることが必要となります。

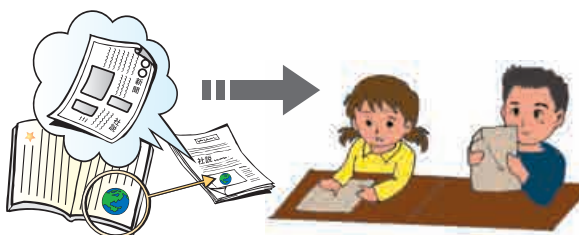
2 試験問題としての複製（オンライン試験を含む）（第36条）

▶ どうすれば自由に利用できる？

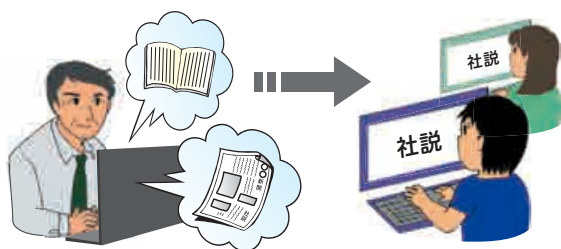
- ① 既に公表された著作物であること
- ② 試験・検定の目的上必要な限度内の複製や送信であること
- ③ 「営利目的」の試験・検定の場合は著作権者に補償金を支払うこと
- ④ その著作物の種類や用途、送信の形態などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと
- ⑤ 原則として著作物の題名、著作者名などの「出所の明示」をすること

適用例

小説や社説などを用いた試験問題を出題する場合

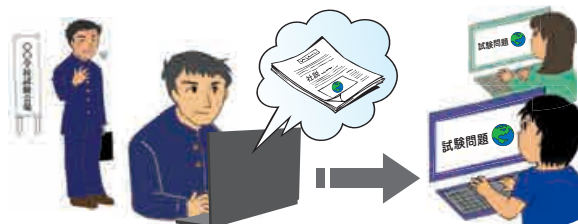


インターネット試験において、小説や社説などを試験問題として出題する場合



許諾が必要

入学試験の終了後、その試験問題をホームページに掲載する場合（②の条件に違反）



インターネット試験において、市販されているドリルなどを試験問題として出題する場合（④の条件に違反）



3 レポート作成などでの「引用」（第32条第1項）

▶ どうすれば自由に利用できる？

- ① 既に公表された著作物であること
- ② 利用方法が、「公正な慣行」に合致していること（例：自分の考えを補強するためなど作品を引用する「必然性」があること）
- ③ 利用の目的が、報道、批評、研究などのための「正当な範囲内」であること（例：引用の分量については、自ら作成する部分が「主」で、引用される部分（他人の作品）が「従」であること）
- ④ 引用部分については、カギ括弧などを付して、明確にすること
- ⑤ 著作物の題名、著作者名などの「出所の明示」をすること

適用例

教員が、研究会の発表資料を作る際に、指導の成果を比較して解説するため、記念文集の作品の一節を「引用」して使う場合

地域産業の歴史について調べている生徒が、自分の考えを補強するにあたり、博物館のホームページから入手した郷土の歴史の文章の一部分を「引用」して使う場合

美術部の生徒が、ある画家の一生を取り上げた発表資料を作る際に、表現技法の解説のため何点かの作品を「引用」して使う場合

許諾が必要

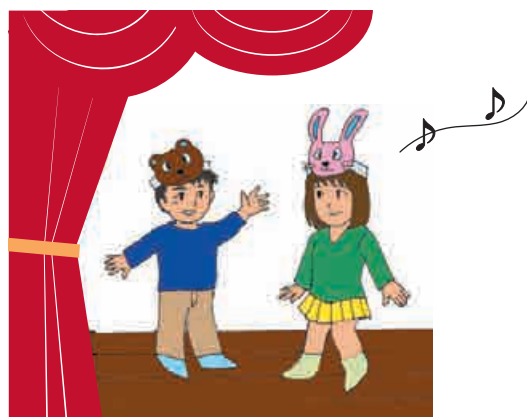
小説の感想文の結論部分に、他の雑誌に載っていたその小説に関する評論文をそのまま使う場合

▶ どうすれば自由に利用できる？

- ① 作品を利用する行為が上演、演奏、上映、口述（朗読など）のいずれかであること
- ② 既に公表された著作物であること
- ③ 営利を目的としないこと
- ④ 聴衆又は観客から鑑賞のための料金等を取らないこと
- ⑤ 演奏したり、演じたりする者に報酬が支払われないこと
- ⑥ 原則として著作物の題名、著作者名などの「出所の明示」をすること

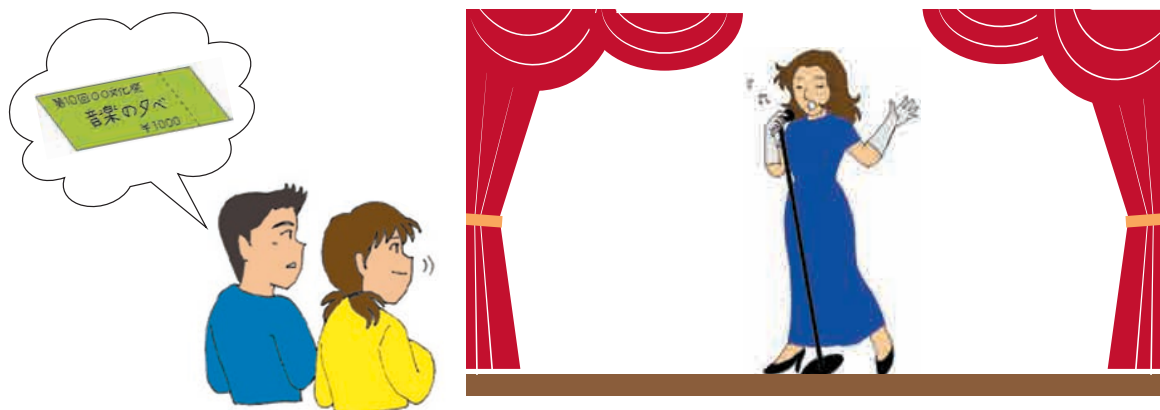
適用例

文化祭などでブラスバンド部の演奏や演劇部の演劇を行う場合



許諾が必要

音楽会などにおいて、観客から鑑賞の料金を取る場合（④の条件に違反）



これまで紹介してきた自由利用の規定では、著作物を利用する際、**誰の著作物かを明らかにすること**が法律上要求されています（第48条）。

これが、通常「**出所の明示**」と呼ばれているもので、利用形態に応じ、合理的と認められる方法及び程度により、著作物の題名、著作者名、出版社名などを明示しなければなりません。

Q. 学級通信や学校のホームページにインターネット上のイラスト画像を掲載したいのですが、非営利の利用なので、勝手に使っても問題ないですか？

A. **利用規約等を確認することが必要です。**

学級通信や学校のホームページにイラスト画像を掲載する行為は、“授業の過程”における利用には該当しないため、例外措置(第35条)は適用されず、著作権者の許諾が必要です。

イラスト画像に「著作権フリー」などの表示があっても、例えば、個人利用は認めるが、業務上の利用は認めないといった条件を定めている場合もあります。後でトラブルが生じないように利用条件をよく確認するようにしましょう。

Q. テレビで放送された教育番組をビデオに録画して、翌日の授業の中で生徒に見せる場合、著作権の問題がありますか。

A. **問題ありません。**

著作権法では、学校等の授業のために必要な範囲内で、先生や授業を受ける者が、公表された著作物を複製することが認められていますので、授業で使うためにテレビ番組を録画することも可能です(第35条)。

また録画した番組を再生して生徒に見せることは、一般に映画の著作物の上映にあたりますが、非営利、無料の上映は、著作権者の了解を必要としないことになっています(第38条第1項)。

Q. 児童・生徒の顔写真を学校のホームページ等で使用したいのですが、注意すべきことはありますか。

A. **児童・生徒の顔写真(肖像)を利用する場合、肖像権の取り扱いに注意しましょう。**

肖像権とは、自己の肖像をみだりに他人に公開されない権利で、プライバシー権の一つとされています。我が国では、肖像権は法律によって定められておらず、判例によって確立されてきた権利です。

他人の肖像を利用する場合、あとでトラブルが生じないように、事前に本人や保護者の承諾を得ておく必要があるでしょう。

文化庁では、著作権教育教材として、動画教材やQ&A集などをホームページで公開しています。

詳細は、QRコードからご確認ください。



目の健康に関する啓発資料

目の健康のために みんなにお願いがあるよ

ふくろう先生からのお願い



① できるだけ外で遊ぼう！

外で過ごすすと近視になりにくいといわれているよ！

熱中症や紫外線などへの対策も忘れずにね！



② 長い時間、近くを見続けないでね！

明るい部屋で

暗いときは明かりをつけてね



近くで見ない

本や画面を自らから
30cm以上離してね



時々きゅうけい

30分に1回は体を動かそう！



こんなことがあったら、おうちの人に伝えてね！

黒板の字が見えにくい

目を細めないと
遠くの文字が読みにくい

ぼやけて見えたり
かさなって見えたりする



【子供の目の健康を守るための啓発資料】

https://www.mext.go.jp/content/20240730-mxt_kenshoku-000031776_11.pdf

【近視について解説した資料（A4仕様）】

https://www.mext.go.jp/content/20240828-mxt_kenshoku-000031776_01.pdf

【近視について解説した資料（A3仕様）】

https://www.mext.go.jp/content/20240828-mxt_kenshoku-000031776_02.pdf



道徳教育アーカイブ

文部科学省では、「特別の教科 道徳」の趣旨の実現を

図るため、「考え、議論する道徳」の授業づくりの参考となる

映像資料等を提供し、学校の取組を全力で支援します。



授業映像



実際の授業の映像と授業者へのインタビューを通して、「考え、議論する道徳」の授業づくりの参考となる工夫のポイントを紹介。研修等においても活用しやすいように1事例20分程度の動画として編集している。「自分ならばこういう工夫をする」「この発問は効果的である」といったことを話し合ったり、検討したりするなど、様々な方法で活用いただくことを想定。

工夫事例(指導案)

各都道府県等で行われている道徳の授業の実践例(指導案)のうち、「考え、議論する道徳」の授業づくりの参考となると考えられる事例を紹介。

授業で使える郷土教材

教科書とあわせて、授業で活用できる郷土の伝統や文化、偉人などに関するものなど、各都道府県等が作成した地域の特色ある教材を紹介。



いじめ防止を扱う実践事例

道徳の授業における実践例に加え、特別活動(生徒会活動)で取り組む事例を含め、各都道府県で実際に行われている、いじめの防止に関わる具体的な問題場面を取り扱った事例を紹介。

教育委員会作成指導資料

各都道府県等の教育委員会が、教師向けに独自で作成した道徳教育のポイント等をまとめた指導資料や実践資料集等を掲載。



道徳教育を知るための資料

道徳教育を知るための基礎資料として、道徳の「特別の教科」化の経緯に関する資料、学習指導要領解説や研修用資料、道徳教育実施状況調査の結果及び結果のポイントについての教科調査官による解説動画などを掲載。

文部科学省作成資料

「私たちの道徳」や「心のノート」等、これまで文部科学省において作成してきた教材をまとめて掲載。



「今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開」(指導の手引き)



文部科学省

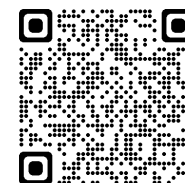
総合的な学習の時間は、変化の激しい社会に対応して、探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成することを目標にしていることから、これからの時代においてますます重要な役割を果たすことが期待されます。是非、指導の改善・充実に向けて本書をご活用ください。

(小学校編) 今、求められる力を高める 総合的な学習の時間の展開 未来社会を切り拓く豊かな資質・能力の育成に向けた 探究的な学習の充実とカリキュラム・マネジメントの実現 令和3年3月 文部科学省	目次 はじめに.....4 ○今、求められる資質・能力.....4 ○総合的な学習の時間で「児童、教師、地域が変わる」.....9 ○「主体的・対話的で深い学び」を実現する総合的な学習の時間.....13 第1編 総合的な学習の時間において求められる授業改善 16 第1章 総合的な学習の時間の成果と探究的な学習の過程の充実 16 第2章 充実した総合的な学習の時間を実現するための学習指導 19 第1節 学習指導の基本的な考え方.....19 1. 学習過程を探究的にすること.....19 2. 他者と協働して主体的に取り組む学習活動にすること.....20 第2節 探究的な学習の指導のポイント.....24 1. 課題の設定.....24 2. 情報の収集.....30 3. 整理・分析.....40 4. まとめ・表現.....48 【コラム】総合的な学習の時間におけるプログラミングの充実.....55 【コラム】総合的な学習の時間における情報手段の基本的な操作スキルの習得.....56 【コラム】総合的な学習の時間における「考えるための技法」の活用.....57	(中学校編) 今、求められる力を高める 総合的な学習の時間の展開 未来社会を切り拓く豊かな資質・能力の育成に向けた 探究的な学習の充実とカリキュラム・マネジメントの実現 令和4年3月 文部科学省	3. 年間指導計画における単元配列の考え方.....87 第2節 年間指導計画作成上の留意点と具体例.....90 1. 生徒の学習経験に配慮すること.....91 2. 季節や行事など適切な活動時期を生かすこと.....92 3. 各教科等の関連を明らかにすること.....92 4. 外部の教育資源の活用及び異校種の連携や交流を意図すること.....95 第4章 単元計画の作成 97 第1節 単元計画の基本的な考え方.....97 1. 単元計画作成の手順.....97 2. 単元計画としての学習指導案.....100 第2節 単元計画作成の具体的手順.....101 1. 全体計画・年間指導計画を踏まえる.....101 2. 三つの観点から生徒の姿を思い描く.....103 3. 探究的な学習として単元が展開するイメージを描く.....105 4. 単元計画を具体的に書き表す.....106 第5章 総合的な学習の時間の評価 114 第1節 生徒の学習状況の評価.....114 1. 学習評価の基本的な考え方.....114 2. 全体計画に示した「学習の評価」の具体化.....116 3. 評価の観点の設定.....116 4. 学習状況の評価の手順.....116 5. 多様な評価の方法.....118 第2節 教育課程の評価.....121 1. 教育課程の評価の基本的な考え方.....121 2. 教育課程の評価項目・指標等の検討.....121 3. 教育課程の改善と外部への説明.....122 第6章 総合的な学習の時間を支えるための体制づくり 123 第1節 体制整備の視点と校長のリーダーシップ.....123 1. 求められる校長のリーダーシップ.....123 2. 体制整備の4つの視点.....124 第2節 組織整備の実践事例.....125 1. 指導体制と運営体制の整備.....125 2. 校内研修等の充実.....133 【コラム】総合的な学習の時間を進める中で教師が育つ—OJTの中で高められる教師としての専門性—.....135 第3節 授業時数の確保と弾力的な実践の事例.....136 【コラム】休業日等における総合的な学習の時間の学校の学習活動の取扱いについて.....138 第4節 学習環境の整備の実践事例.....139 1. 学習空間の確保.....139 2. 教室内の学習環境の整備.....140 3. 学校図書館の整備.....142 第5節 外部との連携の構築の実践事例.....144 (参考資料) STEAM教育等の教科等横断的な学習の推進による資質・能力の育成.....147
1. 総合的な学習の時間における学習指導の基本的な考え方 2. 総合的な学習の時間における学習指導の具体的な実践例	第2編 総合的な学習の時間とカリキュラム・マネジメント 59 第1章 カリキュラム・マネジメントの充実 60 第2章 全体計画の作成 61 第1節 全体計画の基本的な考え方.....61 1. 全体計画の概要.....61 2. 全体計画の中心となる三要素.....63 3. 三要素を明確にすることの価値.....63 第2節 全体計画作成の進め方.....64 1. 学校教育目標を確認する.....64 2. 各学校において定める目標を設定する.....65 3. 目標を実現するにふさわしい探究課題.....66 4. 探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力.....68 第3節 全体計画の具体例.....75 第3章 年間指導計画の作成 78 第1節 年間指導計画の基本的な考え方.....78 1. 年間指導計画とその構成要素.....78 2. 年間指導計画における時数配当の考え方.....78	1. 総合的な学習の時間における学習指導の基本的な考え方 2. 総合的な学習の時間における学習指導の具体的な実践例	1. 総合的な学習の時間における学習指導の基本的な考え方 2. 総合的な学習の時間における学習指導の具体的な実践例

今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開 (小学校編)
(令和3年3月)

今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開 (中学校編)
(令和4年3月)

- 本書は、総合的な学習の時間に係る計画の基本的な考え方や具体例、学習指導及び総合的な学習の時間を推進するための体制づくりなどについてわかりやすく解説するとともに、優れた実践事例を取り上げた資料です。
 - より使い方の幅を広げることができるよう、電子データを文部科学省ホームページで公開しています。
 - 冊子版をお求めの場合には、下記より購入することも可能です。
- (株式会社アイフィスHP : <https://www.ifys.co.jp/?p=webjabb>)



「今、求められる力を高める 総合的な探究の時間の展開」(高等学校編)



文部科学省

総合的な探究の時間は、探究の見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力を育成することを目標にしていることから、これからの時代においてますます重要な役割を果たすことが期待されます。是非、指導の改善・充実に向けて本書をご活用ください。

(高等学校編)

今、求められる力を高める 総合的な探究の時間の展開

未来社会を切り拓く確かな資質・能力の育成に向けた
探究の充実とカリキュラム・マネジメントの実現

令和5年3月

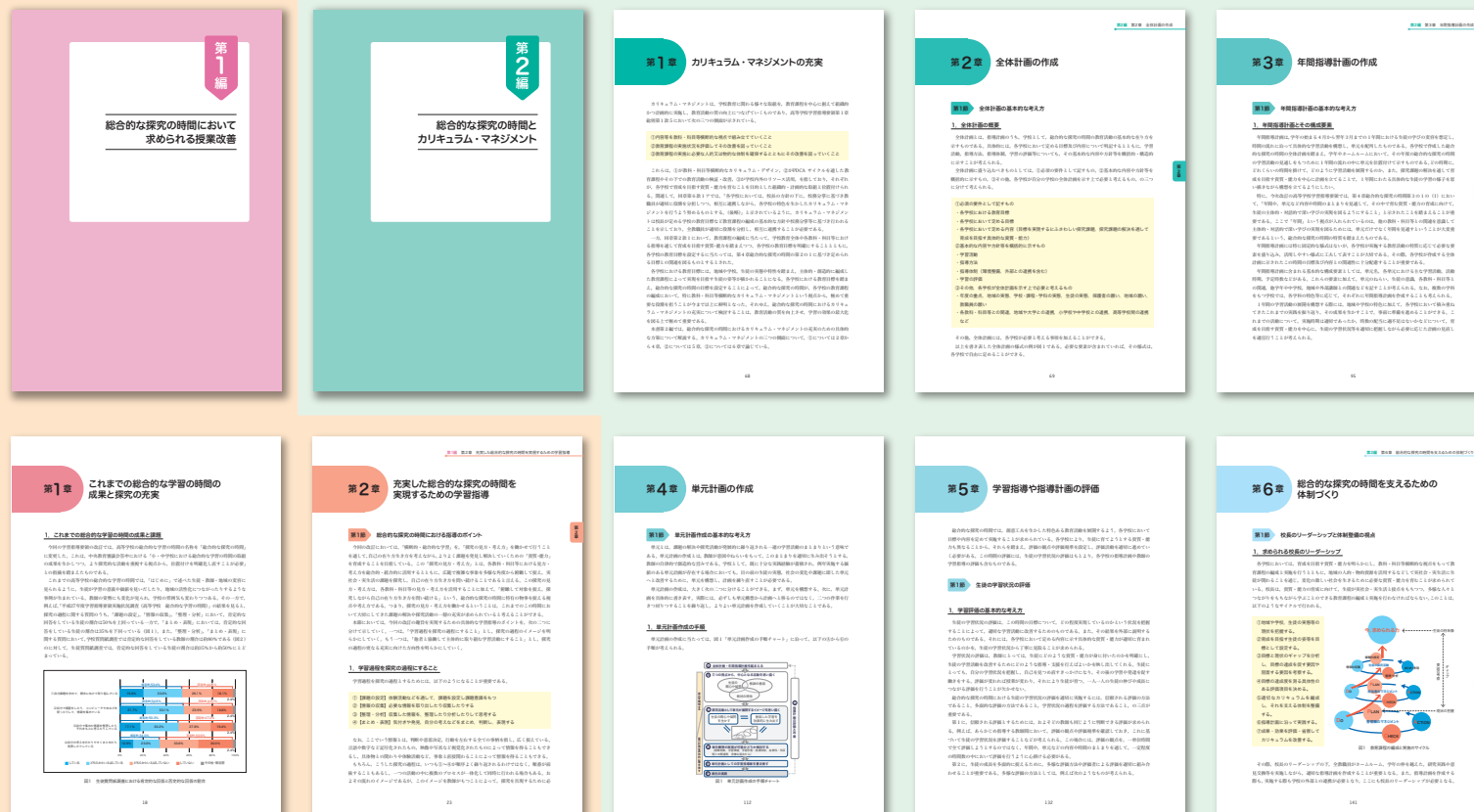


文部科学省

今、求められる力を高める 総合的な探究の時間の展開 (高等学校編) (令和5年3月)

- 本書では、学習指導要領の改訂を踏まえ、総合的な探究の時間に係る計画の基本的な考え方や具体例、学習指導及び総合的な探究の時間を推進するための体制づくり等について分かりやすく解説するとともに、優れた実践事例を取り上げました。
- ニーズに応じてご活用いただけるよう、**電子データを文部科学省ホームページで公開**しています。
- 冊子版をご入用の場合には、下記より購入することもできます。

(株式会社アイフィス HP : <https://www.ifys.co.jp/> 価格：1,925 円64税込)



ご注文方法について

書店申込み

・貴校でお取引している書店様にてお申込み下さい。

東洋館出版社に直接申込み

①東洋館出版社のホームページからの申込み[クレジットカード決済]

インターネットで『初等教育資料』と検索し、東洋館出版社のホームページからお申込み下さい。

定期購読：年間購読／送料無料 & 10%off!

月額課金／お客様のタイミングで申込み・解約ができる!

単品注文：好きな号を1冊からご購入いただけます!

下のQRコードよりお申込みページに進み、特集テーマをご確認下さい

定期購読(年間・月額)
お申込みページはこちら



単月購入
お申込みページはこちら



東洋館出版社ホームページURL: <https://www.toyokan.co.jp>

②FAXでの申込み

下記「FAX申込み記入欄」に、ご注文内容と送品先をご記入いただき、FAX送信して下さい。

郵送されてくる振込用紙を使って、代金をお支払い下さい。お振込みを確認次第、商品を発送いたします。

FAX申込み記入欄

下記申込み欄に必要事項をご記入いただき、東洋館出版社にFAX送信してください。
後日郵送する振込用紙にて代金をお支払い下さい。ご入金確認後に商品を発送いたします。

FAX送信先 03-5281-8092

ご希望の商品にチェックを入れて下さい。

【定期購読注文】

☐ 初等教育資料 (2024 年 4 月号～ 2025 年 3 月号)

年間定期購読 税込み 9,240 円＋送料 1,800 円

お届け先

(〒 _____)

都 道
府 県

学校名
or 氏名

電話：

※写真提供：IYO/PIXTA (ピクスタ)

初等教育資料 定期購読のご案内

学校、教育委員会の方々へ届ける文部科学省編集の月刊誌

最新の教育情報をいち早くお届け!

東洋館出版社HPでも電子書籍を購入できる!



令和6年度 今、改めて考える 子供の学びと各教科等の指導

「各教科等における指導の充実・改善」「校内における教員研修の充実」
「学校段階等間の接続を踏まえた指導」
「学級経営の充実」「個に応じた指導の充実」
「言語活動の充実を通じた授業の改善」「学校における安全教育の充実」

初等教育資料を読めば、

学習指導要領に基づく授業ができる!



令和6年度年間テーマ：
学習指導要領の
よりよい実施に向けて



初等教育資料

学習指導要領に基づいた
より確かな情報を発信する
文部科学省編集の月刊誌

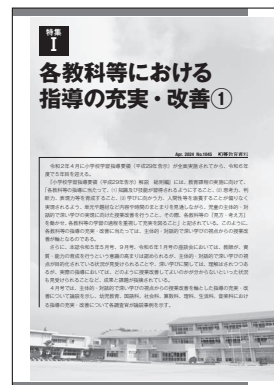
編集:文部科学省教育課程課／幼児教育課
定価:770円(税込み) B5判・平均102頁

令和6年度のテーマは 「学習指導要領のよりよい実施に向けて」!

学習指導要領全面実施5年目を迎え、教育活動の更なる改善・充実を図るために、学習指導要領の趣旨を実践において具体化するためのポイントを発信していきます。

特集Ⅰ：教育現場における最重要課題を理解するコーナー

- | | |
|------|---|
| 4月号 | 各教科等における指導の充実・改善①(国語、社会、算数、理科、生活、音楽) |
| 5月号 | 各教科等における指導の充実・改善②
(図画工作、体育、家庭、外国語、道徳、総合的な学習の時間、特別活動) |
| 6月号 | 校内における教員研修の充実 |
| 7月号 | 学校における安全教育の充実 |
| 8月号 | 学校段階等間の接続を踏まえた指導①(幼児教育、国語、社会、算数、理科、生活、音楽) |
| 9月号 | 学校段階等間の接続を踏まえた指導②
(図画工作、体育、家庭、外国語、道徳、総合的な学習の時間、特別活動) |
| 10月号 | 地域社会との連携を生かした教育活動の充実 |
| 11月号 | 幼児教育と小学校教育の円滑な接続の推進・充実 |
| 12月号 | 個に応じた指導の充実①(国語、社会、算数、理科、生活、音楽) |
| 1月号 | 個に応じた指導の充実②(図画工作、体育、家庭、外国語、道徳、総合的な学習の時間、特別活動) |
| 2月号 | 言語活動の充実を通じた授業の改善 |
| 3月号 | 学級経営の充実 |



特集Ⅱ：学習指導要領に基づく確かな授業づくりに触れるコーナー

毎月、教科等ごとに学習指導要領に基づく授業づくりの考え方や授業実践を紹介します。メインテーマは、その教科等でいま最も重要課題とされる事柄を教科調査官自身がピックアップして特集します。教科等の確かな理解、最新の教育課題は何か、授業づくりの様々なヒントを得ることができます。

初等教育資料 編集担当紹介(視学官・教科調査官)



大塚 健太郎
文部科学省教育課程課
教科調査官



小倉 勝登
文部科学省教育課程課
教科調査官



笠井 健一
文部科学省教育課程課
教科調査官



有本 淳
文部科学省教育課程課
教科調査官



齋藤 博伸
文部科学省教育課程課
教科調査官



志民 一成
文部科学省初等中等教育局
視学官



小林 恭代
文部科学省教育課程課
教科調査官



熊谷 有紀子
文部科学省教育課程課
教科調査官



塩見 英樹
スポーツ庁政策課
教科調査官



岩田 悟
スポーツ庁政策課
教科調査官



堀田 竜次
文部科学省教育課程課
教科調査官



早川 優子
文部科学省教育課程課
教科調査官



和久井 伸彦
文部科学省教育課程課
教科調査官



平手 咲子
文部科学省幼児教育課
幼児教育調査官(併)教科調査官

※すべて国立教育政策研究所教育課程研究センター研究開発部教育課程調査官を併任

好評!レギュラーコーナー

子供が輝く学校づくり

校長として、学校や地域の自然や伝統等の特色を生かし、どのような目指す子供像を掲げ、家庭や地域と連携しながら学校を経営しているかをエピソードを交え紹介します。

StuDX Style ～新たな学びのステージ～

小学校でのICT端末の活用を授業改善につなげるため、ICTの「特性・強み」を踏まえた「機能」面に着目し、実用的なノウハウや授業における活用のポイントを紹介します。誌面の二次元コードから、原稿に関する資料をダウンロードすることができます。



文部科学省教育課程課 編集

中学校・
高等学校
に対応！

中等教育資料

のご案内

●B5判／平均104ページ ●定価748円（本体680円＋税10％）／年間誌代8,976円（年12冊・税込） ●毎月28日発売

学習指導要領のねらいや実践のヒントを、
文部科学省教育課程課及び視学官・教科調査官が解説。
文部科学省の最新情報を毎月お届けします！

電子版は
こちらから



Amazon



楽天Kobo

特集 令和6（2024）年度

- 4月号 問題発見・解決能力を育成する指導の充実
- 5月号 「OECD生徒の学習到達度調査2022年調査(PISA2022)」の結果を踏まえた今後の対応
- 6月号 令和の日本型学校教育の構築
- 7月号 個に応じた指導の充実① <総則, 国語, 社会, 地理歴史, 公民, 数学>
- 8月号 個に応じた指導の充実② <理科, 保健体育, 外国語, 音楽, 美術, 芸術>
- 9月号 個に応じた指導の充実③
<技術・家庭, 家庭, 情報, 総合的な学習(探究)の時間, 道徳, 特別活動>
- 10月号 各教科等交えて語り合う① <資質・能力の明確化>
- 11月号 各教科等交えて語り合う② <主体的・対話的で深い学び>
- 12月号 各教科等交えて語り合う③ <学習過程の重視>
- 1月号 各教科等交えて語り合う④ <学習評価の充実>
- 2月号 各教科等の特質に応じた体験活動の重要性
- 3月号 学校教育における文化芸術教育の充実

※ 特集名・内容は変更になる場合があります。予めご了承ください。

中等教育資料 定期購読のご案内

●定期購読は、FAX、お電話または学事出版ホームページよりお申込みください。●雑誌・書籍と共に振込用紙を同封しますので、到着後お支払いください。

「中等教育資料」		お届け先ご住所（ ☐ 自宅 ☐ 勤務先）	
月号より 毎月購読します。		〒	電話番号：-
フリガナ			
お名前		勤務先名	
		電話番号：-	
		公費購入	
		☐ 希望 します	

学事出版 <https://www.gakuji.co.jp> TEL03-3518-9016 FAX03-0120-655-514

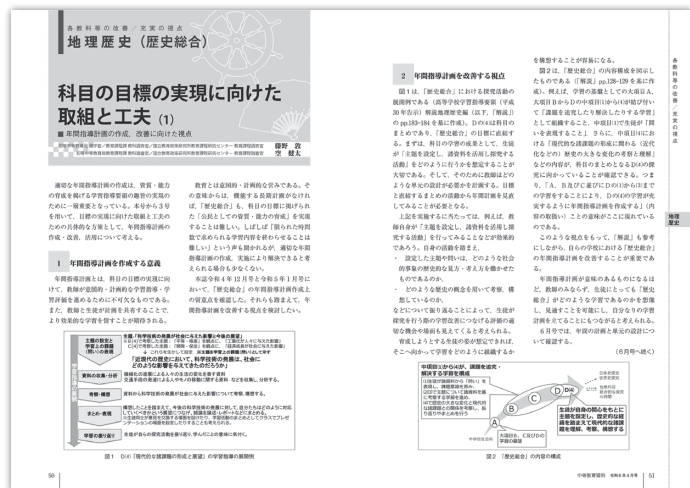
授業づくりや学習指導案・年間計画作成, 研修会に役立つ充実の内容！

各都道府県の取組をカラーで紹介！



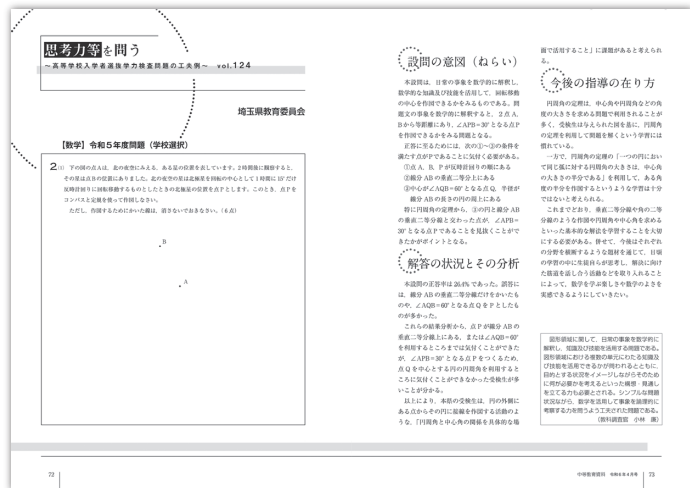
特色ある教育活動

読者からの支持率No.1連載！



各教科等の改善／充実の視点

各都道府県の入試問題を徹底分析！



思考力等を問う

令和6年度の 各コーナー

窓

ここでしか読めない, 視学官・教科調査官のエッセイです。

教育小景

各界の有識者が教育について語る, 本誌のための書き下ろしです。

特色ある教育活動

各都道府県の教育活動を写真と文章で紹介します。

特集

文部科学省教育課程課, 視学官・教科調査官等が主に執筆する「解説」, 特集テーマに関連する分野の有識者が執筆する「論説」を軸に, 特集テーマを考察します。「実践研究」では, 各学校等の先進的な実践事例を紹介します。

チーム学校で特色づくり

チームとして教育活動に取り組む各地の学校を紹介しします。

StuDX Styleへの扉

1人1台端末を活用している様々な学校の取組を紹介しします。

注目 魅力ある先生

現場で活躍されている注目の先生方を紹介しします。

各教科等の改善／充実の視点

視学官・教科調査官による, 学習指導要領に基づいた授業づくりをサポートするための1教科(科目)2ページの連載です。年間で中学校・高等学校の全教科等を網羅しています。

思考力等を問う

教科調査官等推薦の高等学校入学選抜学力検査問題を分析しします。

特別支援教育コーナー

特集テーマと連動して, 特別支援教育を考察します。

産業教育のページ

産業教育に関する情報をお届けします。

インフォメーション

文部科学省の最新情報をお届けします。

新コーナー

世界を渡って、今

JICA海外協力隊での活動経験者が, 帰任後, どのように教育に関わっているのか, 派遣国での体験を踏まえて語ります。